

**技能や資格の取得を目指す
ひとり親家庭の方を応援します！**

足立区ひとり親家庭 自立支援教育訓練給付金事業のご案内

ひとり親家庭の方の積極的な能力開発を支援するもので、20歳未満のお子さんを扶養しているひとり親家庭等の方（注）が、就職に有利な資格や技能を修得するために、区の指定を受けて講座を受講したとき、教育訓練給付金を支給します。

（注）ひとり親でない方も受給要件を満たしていれば対象となる場合があります。
詳しくはご相談ください。

受給要件

次の要件をすべて満たすことが必要です。

1. 足立区内に住所を有するひとり親家庭等の親で、20歳未満のお子さんを扶養している方
 2. 児童扶養手当を受給しているか、同等の所得水準にある方
または 児童扶養手当所得限度額プラス100万円までの所得の方（令和3年11月から）
 3. 教育訓練講座を受講することが、適職につくために必要であると認められた方
 4. 過去にひとり親家庭自立支援教育訓練給付金の支給を受けていない方
- ※ 上記2の所得要件の緩和は令和6年3月31日までに申請・受講を開始した方が対象です。

対象となる講座（通信教育も該当するものがあります。詳しくはお問い合わせ下さい）

- ◎雇用保険法による教育訓練給付の指定教育訓練講座
（一般教育訓練、特定一般教育訓練、専門実践教育訓練）
- ◎就業に結びつく可能性の高い講座で国が別に定めるもの



教育訓練 講座検索

検索

厚生労働大臣指定教育訓練講座 検索システム
(<https://www.kyufu.mhlw.go.jp/kensaku/>)

※事前に電話で相談のうえ、希望する講座の申込期限1ヶ月前までに面談（要予約）および申請手続きが必要となります。

支給額

本人が支払った受講費用の**全額**※（一般教育訓練、特定一般教育訓練については、支給の上限は**30万円**までです。専門実践教育訓練については、支給の上限は**修業年数×40万円（最大160万円）**までです）。

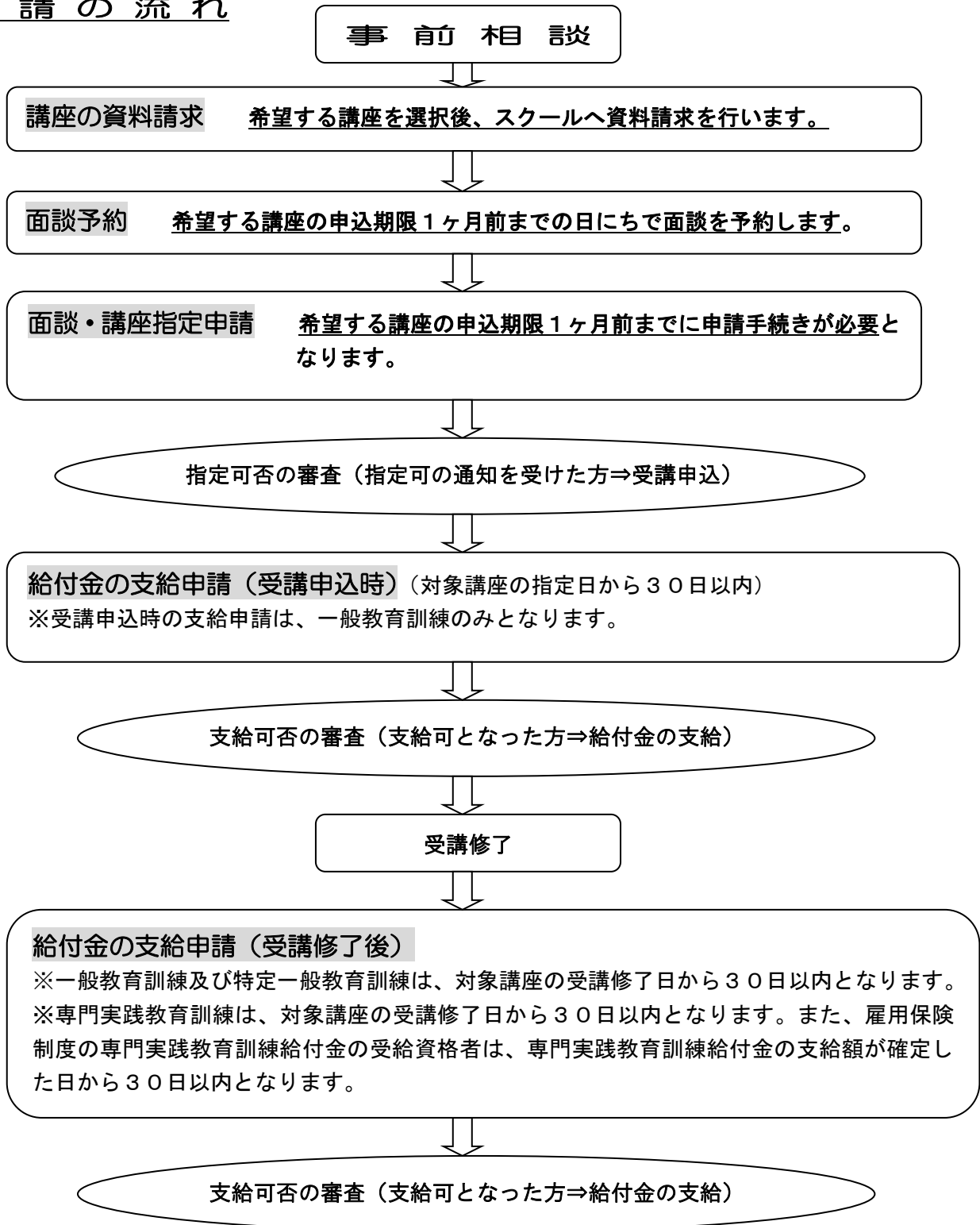
ただし算定した給付額が1万2千円以下の場合は支給されません。

対象となる費用は、入学金・受講料・教科書教材費及びこれらにかかる消費税です。

※雇用保険制度の教育訓練給付金受給資格がある方には、ハローワークで支給する額を差し引いた額を支給します。



申請の流れ



※受給資格を喪失した場合は、給付金をご返金いただきます。

※ご相談は予約制になりますので、下記までご連絡をお願いします。

※生活保護を受給中の方は、担当のケースワーカーにご相談ください。



お問合せ先： 足立区福祉部親子支援課
ひとり親家庭支援担当
電話： 03-3880-5932